破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８０９号
神奈川県平塚市田村８丁目２番13号　こばりハイツ103号、旧住所神奈川県平塚市田村９丁目21番19―106号　リバブル平塚１
債務者　鈴木　雄二
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５６６号
新潟県五泉市赤海１丁目７番21号
債務者　長谷川光子
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０２号
新潟市西蒲区巻甲2423番地９　シャトーレ藤田201号、前住所新潟市西蒲区中之口1500番地
債務者　外山　健二
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２５号
岐阜県土岐市妻木町583番地の３
債務者　長江　ゆき
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２２６号
岐阜県中津川市手賀野153番地の37
債務者　丸山　秀明
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２２７号
岐阜県中津川市手賀野153番地の37
債務者　丸山　優子
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２３０号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口857番地の１　プレジールウインク202号
債務者　畑　　紋美
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１１１号
京都府南丹市八木町木原峠山10番地16
債務者　矢木　良市
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
京都府福知山市字堀345番地　市営日吉ヶ丘団地４号
債務者　川﨑　温範
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
京都府福知山市字堀2734番地の16
債務者　高田　　嘉
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６４５２号
大阪市平野区流町４丁目１番６号　ハイツフェリカ203
債務者　村上　元治
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１２９号
大阪府門真市朝日町19番24号
債務者　松岡こと　南京真由美
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９８８号
大阪府八尾市西久宝寺743番地
債務者　藤田　重廣
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８２号
大阪府松原市一津屋６丁目11番15号
債務者　中村　光子
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６３２号
大阪府富田林市甲田５丁目２番24号
債務者　平松　美姫
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６４３号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目974番地の８　狭山池公園アーバンコンフォート109号
債務者　森川　真紀
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６６９号
堺市西区神野町１丁19番７号
債務者　谷口　廣治
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６８３号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目３番９号
債務者　大森　幸三
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係